

# Mina さかい利用の手引き

本手引きは、Mina さかいを利用される方に、Mina さかいの設置目的に即した適正で安全な利用を行っていただくとともに、利用に関する手続き等を円滑に行っていただくための利用の基本ルール、手続きの流れ、注意事項等をまとめたものです。

Mina さかいをご利用いただく際には、本手引きや関係法令を十分理解し、遵守した上で、Mina さかいの特性や周辺環境への影響、安全面に最大限配慮し、円滑なイベント運営を行っていただくようお願いします。



南海高野線「堺東駅西出口」より南西に約250m

## お申込み・お問合せ先

### Minaさかい総合運営デスク

〒590-0077 堺市堺区中瓦町2丁3番18号 高砂屋ビル3階 堺まちづくり株式会社内

TEL:072-275-6630 FAX:072-275-6693 MAIL:[hiroba@minasakai.jp](mailto:hiroba@minasakai.jp)

URL:<https://minasakai.space>

時間 10:00~12:00 13:00~17:00 (土日祝除く)

# Mina さかいの利用について

Mina さかいは、堺市市民交流広場条例（以下、「広場条例」という。）に基づき、まちのにぎわいを生み出す交流空間、市民の皆様にも親しまれる憩いの空間として、堺市役所および堺地方合同庁舎の前に整備された公共広場です。市内外の団体、事業者等、原則どなたでもご利用いただけます。

一方で、Mina さかいは、市役所・各種行政機関、商業地ならびに住宅地に近接する公共空間でもあり、利用に際しては一定の制限があります。

## (1) はじめに

- ① Mina さかいをご利用いただくには申請と許可が必要です。「広場条例」「同条例施行規則」「管理運営規則」並びに、本手引きの内容を十分理解いただいたうえでお申込みください。
- ② 施設維持管理を行う場合、公共性の高い行事が開催される場合、その他、天変地変や災害対策時には利用できない場合があります。

## (2) 楽器・音響機器等による音楽演奏、マイク等拡声器の使用について

- ① 音楽演奏、マイク等拡声器によるパフォーマンスなどを行う場合の条件については、「楽器・音響機器等による音楽演奏、マイク等拡声器を使用する際の遵守事項」をご確認いただき、近隣住民、通行者に迷惑がかからないよう音量やスピーカーの向きなどに十分注意してください。（ホームページからダウンロードしてご確認ください）
- ② 催しの内容や期間によって、近隣住民、事業者等への事前説明と了解の取得を行っていただくことを利用許可の前提とする場合があります。
- ③ 一部の休日開庁日（選挙の期日前投票等）については、楽器・音響機器等を用いた音楽演奏、マイク等拡声器によるパフォーマンスなどを実施できない場合があります。

## (3) 利用の計画について

- ① 物販等の営利行為については、Mina さかい設置目的である賑わい創出や公共性の観点から、4 ブース以上の出店計画での申請をお願いします。
- ② ポスターの掲示、チラシ等の配布、募金、ならびにこれに類する行為については、Mina さかい設置目的である賑わい創出や公共性の観点から、個別にご相談ください。

## (4) 利用時間

9時から21時まで（準備・撤収に要する時間を含む）

※楽器・音響機器等を用いた音楽演奏、マイク等拡声器によるパフォーマンスなどは原則、土日祝日の11時から17時に限り可能です。

## (5) 利用日数の限度

- ① ひと月あたりの利用申込み日数は、平日5日間まで、土日祝日2日間までです。
- ② 連続した利用は7日間までです。（月を跨ぐ場合を含む）

## (6) 利用場所

Mina さかいは、堺市役所前 と 堺地方合同庁舎前 にあります。

各広場は、下図の区画に分かれており、区画毎や複数区画まとめてのご利用等、利用内容に応じてさまざまな区画の組合せで利用いただけます。



※和太鼓、ドラムセット等打楽器の使用は原則、堺地方合同庁舎前広場に限りません。

※市役所前⑥と合同庁舎前⑤の区画は単独ではご利用いただけません。土日祝日に限り、隣接する区画とあわせての利用が可能です。

※複数の区画を利用する場合、市役所前①+⑤等、隣接しない区画を同時に利用いただくことはできません。

※表記の面積は概算で実測とは異なる場合があります。

## (7) 利用料金

Mina さかいの利用料金

区分	区画	単位	利用料金	備考
市役所前	①	全日	2,600 円	
	②		4,500 円	
	③		4,100 円	
	④		3,400 円	
	⑤		3,000 円	電源装置無し
	⑥		1,400 円	土日祝のみ貸出
合同庁舎前	①	全日	1,700 円	電源装置無し
	②		1,300 円	電源装置無し
	③		2,000 円	
	④		1,800 円	電源装置無し
	⑤		1,200 円	土日祝のみ貸出

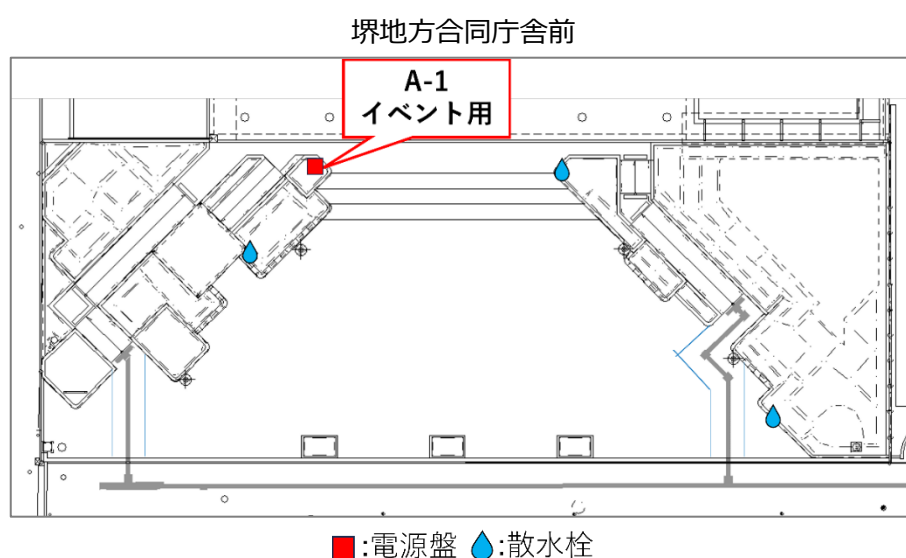
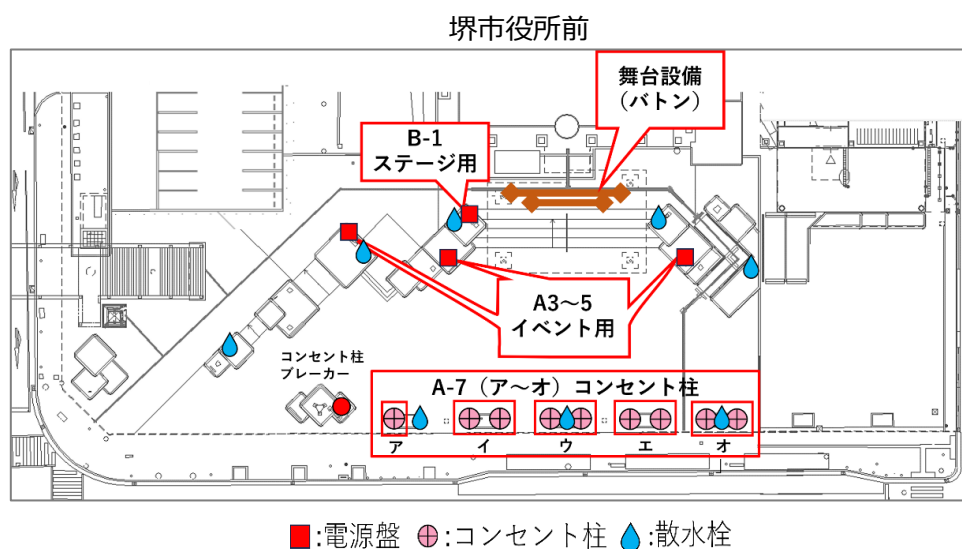
※いずれの区画も、平日9時から10時までの1時間以内の利用については無料です。(営利行為・営利団体の利用を除く)

## 付帯設備の利用料金

種類	単位	利用料金	カギ等の破損・紛失時の補償額
舞台設備 (バトン)	1式	1,000円	実費
ステージ用電源盤	1か所	1,600円	
イベント用電源盤	1か所	800円	
コンセント柱	1か所	200円	
散水栓	1栓	200円	

※Mina さかい内の電源、水栓から多量の電気、水を使用される場合、実費を請求させていただきます場合があります。

※カギ等以外の設備、施設、樹木の破損等については、状態や内容に応じて原状回復にかかる費用を負担していただく場合があります。



## (8) 利用申込み

Mina さかい設置の主旨を踏まえ、広場条例および関係法令等のルールに則り公共広場として適切に利用することを条件に、堺市内外の団体、事業者の方などにお申込みいただけます。

ただし未成年の方のみでの申込みはできません。成人の代表者からお申込みください。

※申込み方法については次ページ以降の「Mina さかい利用の流れ」をご確認ください。

# Mina さかい 利用の流れ

Mina さかい総合運営デスク

☎ 072-275-6630

✉ hiroba@minasakai.jp

## 1 電話等での事前相談・仮予約

○希望日の6か月前から仮予約を受付けます。

6か月前の日が総合運営デスクの休業日(土日祝日、および12月29日から1月3日)にあたる場合は、翌営業日から受付けます。

○電話等でMina さかい総合運営デスクに利用状況をお問合せいただき、予約可能な状況であれば「仮予約」を入れてください。

○仮予約の有効期限は最大で14日間です。仮予約日から14日以内もしくは、利用希望日の10日前のいずれか早い日までに利用許可申請を行ってください。

## 2 利用許可申請

○申請期限は仮予約日から14日以内もしくは、利用希望日の10日前のいずれか早い日です。申請に必要な書類は以下のとおりです。

- ・利用許可申請書……………ホームページから様式をダウンロードしてご使用ください
- ・事業計画書……………自由書式
- ・会場レイアウト図……………ホームページから図面をダウンロードしてご使用ください
- ・その他必要書類……………総合運営デスクの案内に従いご提出ください

※申請書類の受付については、事業内容により堺市の許可を必要とする場合があります。その場合、別途ご連絡します。

## 3 利用料金の請求

○申請に必要な書類一式を受領後、利用内容の確認を行い、利用に問題がないと判断された場合、利用料金の請求書をメールまたは郵送で通知します。

## 4 利用料金のお支払い

○請求書到着後、期限内にお支払いください。お支払いを以て予約完了となります。

○お支払い方法は、金融機関振込、クレジット決済、コンビニ決済、コード決済からお選びいただけます。請求書郵送の場合、お支払いは金融機関振込のみとなります。なお、振込手数料は利用者負担となります。

※利用可能なコード決済サービスについては、別途ご案内します。

## 5 利用許可書の交付

○入金確認後、「利用許可書」を交付します。

※利用許可書は利用日当日まで大切に保管し、利用日当日は必ず携行してください。

## 6 利用前の打合わせ

○原則、利用日の1ヵ月前までに、総合運営デスクにて対面で、実施計画、設営・撤去、安全対策、電源等付帯設備の利用などについて打合わせをお願いします。必要に応じ現地案内を行います。

※利用者が遠方に居住され、打合わせのための来所が困難な場合はご相談ください。

○原則、利用日の10日前までに、搬入・搬出計画書を提出してください。

(ホームページから様式をダウンロードしてご使用ください)

## 7 付帯設備の利用申込み

○付帯設備をご利用になる場合は、「付帯設備利用申込書」にてお申込みください。

(ホームページから様式をダウンロードしてご使用ください)

○③と同様に所定の利用料金を請求しますので、④に従ってお支払いください。

## 8 利用内容の変更

○イベントの内容、利用区画、利用時間のほか、申請した内容に変更が生じた場合はすみやかに総合運営デスクにご連絡いただき、案内に従って「利用許可変更申請」を行ってください。ただし、変更内容によっては受付できない場合があります。

- ・利用許可変更申請書……………ホームページから様式をダウンロードしてご使用ください
- ・その他必要書類……………総合運営デスクの案内に従いご提出ください

## 9 利用の取消し及び利用日の変更

○利用の取消しを希望する場合は、すみやかに総合運営デスクにご連絡いただき「利用キャンセル申出書」(ホームページから様式をダウンロードしてご使用ください)をご提出ください。

なお、利用日までの日数に応じた所定の取消し料が発生します。

○利用の取消しにかかる料金について

利用日	キャンセル料		
	60日以前まで	10日前まで	9日前以降
土日祝日	無 料	利用料金の半額	利用料金の全額
平日(上記以外の日)	無 料		利用料金の全額

※利用料金より所定の取消し料及び振込手数料を差し引いた金額を返金します。

○利用日の変更を希望する場合は、利用の取消後、新規に利用許可申請手続きが必要です。

## 10 利用日前日

- 電源、水栓、その他付帯設備を利用される場合、総合運営デスクの受付時間内にカギを借り受けにお越ください。なお、利用日が総合運営デスクの休業日（土日祝）の場合、直前の営業日での対応となりますのでご注意ください。

## 11 利用日当日

- 利用許可内容に従って Mina さかいを利用してください。また利用時には「利用許可書」を必ず携行してください。
- 次ページ以降に記載の「Mina さかい利用上の注意点」を守ってご利用ください。
- 利用後は原状回復し、ゴミ等は必ずお持ち帰りください。

## 12 利用後

- カギ等の貸出品は、総合運営デスク受付時間内に、すみやかにご返却ください。  
なお、利用日が総合運営デスクの休業日（土日祝）の場合、原則、翌営業日のご返却となりますのでご注意ください。
- 利用後 10 日以内に「利用報告書」を提出してください。（ホームページから様式をダウンロードしてご使用ください）
- ※Mina さかいを汚損、並びに施設、設備、樹木、備品等を破損（紛失）した場合は「破損(滅失)届」を提出いただくとともに、総合運営デスクの指示に従い原状回復を行っていただきます。

# Mina さかい利用上の注意点

## 1. 関係法令等の遵守

Mina さかいは、堺市役所および堺地方合同庁舎の前に、まちのにぎわいを生み出す交流空間、市民の皆さまに親しまれる憩いの空間として整備された公共広場です。ご利用になる場合、広場空間が自分たちだけのものではなく公共の場であることを理解し、関係法令(道路法、道路交通法、消防法、食品衛生法など)、「広場条例」「管理運営規則」並びに本手引きを遵守するほか、近隣住民や通行者に不快を与えないよう、十分な配慮をお願いします。

また、関係行政機関との調整や届出が必要になる場合は、利用者側で必要な届出・許可申請等の手続きを行ってください。万一、届出等の不備のため開催不能となった場合、自己責任において適切に対処してください。

### 関係行政機関問合せ先

①開催届	堺警察署 生活安全課	堺市堺区市之町西 1 丁 1 番 17 号 TEL 072-223-1234
②屋外の催物届出書 露店等の開設届出書等	堺消防署 警防課	堺市堺区出島浜通り 1 丁 1 番 TEL 072-244-0119
③食品提供を行う出店 (イベント)の相談・ 食品表示の相談・ その他、食品の取扱い相談等	堺市保健所 食品衛生課 (※ご相談内容によっては、別の部署を 案内することがあります。)	堺市堺区南瓦町 3 番 1 号 TEL 072-222-9925
※食品提供を行うイベントの出店については、下記のサイトより最新情報をご確認ください。 【露店・自動車】営業をはじめるとき <a href="https://www.city.sakai.lg.jp/kenko/shokuhineisei/jigyosha/roten-car.html">https://www.city.sakai.lg.jp/kenko/shokuhineisei/jigyosha/roten-car.html</a>  地域のお祭り等で臨時的に飲食物を調理・提供するとき(臨時出店届) <a href="https://www.citv.sakai.lg.jp/kenko/shokuhineisei/jigvosha/rinjisvutten.html">https://www.citv.sakai.lg.jp/kenko/shokuhineisei/jigvosha/rinjisvutten.html</a>		

## 2. 特にご注意いただきたいこと

### ■ 飲食物の適切な管理

- ・ 食品販売時は、衛生面の管理に十分配慮してください。特に、冷蔵等の保管が必要な食品は、温度計で保管温度を確認する等の管理をお願いします。
- ・ 生鮮食品や容器包装に入れられた加工食品(お弁当、パン、お菓子等)を販売する場合は、食品表示を行う必要があります。

※ご不明な点は『関係行政機関問合せ先』の堺市保健所 食品衛生課までお問い合わせください。

### ■ 風対策

Mina さかいでは気象条件により強い風が吹く場合があります。テントや展示物などが飛ばないように、ウエイトを置くなど十分な風対策をとってください。

### ■ 騒音対策等

楽器・音響機器等を用いた音楽演奏、マイク等拡声器によるパフォーマンスなど音を発する催しについて、騒音に対する苦情が増えています。Mina さかいはにぎわいと憩いの空間であるとともに、公的施設や商業・業務施設、居住施設に近接する公共空間でもあります。このことを十分ご理解いただき、通行者や、近隣住民・事業者等から騒音苦情が寄せられたときは、利用者



において真摯に対応してください。万一、イベント等の中止を余儀なくされた場合についても、当社及び堺市は中止に伴う一切の責任を負いません。また、状況により音量制限をしていただきます。音楽演奏やマイク等拡声器によるパフォーマンスなどを行う方には別途案内を用意していますので、Mina さかい総合運営デスクまでお問合せください。

#### ■ 禁煙

Mina さかいは終日禁煙です。また、喫煙のみならず、指定たばこ（加熱式たばこ）を含むたばこ類及びたばこ類関連機器の販売やプロモーション等による利用を認められていません。

#### ■ ドローン等無人航空機の飛行の禁止

Mina さかいは公的施設や商業・業務施設、居住施設に近接する公共空間であり、堺市役所をはじめとしたさまざまな施設を訪れる方等の通路でもあります。よって来庁者等市民の皆さまの安全・安心を確保する観点から、Mina さかい内においてはドローン等無人航空機の飛行を原則禁止とします。

#### ■ 搬入・搬出

- ・ 宅配便で資材類、販売品などを Mina さかいへ送り付けることはできません。車両や台車などを使用し、利用者（団体）みずから搬入・搬出を行ってください。
- ・ イベント車両の乗り入れ（設営関係車両を含む）を予定する方は、あらかじめ Mina さかい総合運営デスクにご相談のうえ、原則ご利用 10 日前までに搬入搬出計画書を提出してください。
- ・ 車両乗り入れ可能時間は、Mina さかいの利用許可時間の範囲内とします。
- ・ 搬出入時には、Mina さかいを通行する方の安全および施設の保全に万全を期すため、必ず一人以上の誘導員を配置してください。搬入車両の留め置きはできません。作業終了後すみやかに退出してください。

#### ■ 駐車場・駐輪場

駐車場は、近隣の有料駐車場をご利用ください。

※ 市役所の立体駐車場、地下駐車場（有料）もご利用いただけます。（土日祝日を含む。）

駐輪場は、市役所駐輪場（2時間まで無料）をご利用ください。

#### ■ 利用時の会場管理

- ・ Mina さかい内はもちろん、隣接する歩道を通行する方や、車道を通行する車両への影響を含めて、来場者誘導、イベント設備の倒壊、火気の取り扱い、物品の飛散などに十分に注意し、また、必要な対策を施して、催しの安全確保に努めてください。
- ・ 催しの内容によっては傷害保険・損害賠償保険に入ることをおすすめします。また、貴重品の保管などに留意し、防犯を心がけてください。
- ・ 利用期間中は、利用許可書を必ず携帯し、提示を求められた場合にはすみやかに提示してください。
- ・ Mina さかい内に排水設備はありません。トイレ等での排水はできません。保冷に使用した氷や水、食品の残り汁や飲料の飲み残し、調理污水、油などは側溝や植栽に投棄せず、すべて持ち帰って処分してください。
- ・ 飲食を伴う催し等で、飲料、汁物、油などの汚れが残る例が増えています。汚れが予想される場合は床養生を行い、Mina さかいを汚さないように使用してください。調理による汚れに加え、来場者の食べこぼし等にもご注意ください。
- ・ Mina さかいは公共の施設です。大切に使うてください。万一、使用者が Mina さかいおよび Mina さかいの設備、コンセント柱や水栓など付帯設備、器具備品、樹木その他に損害を与

えた場合は、原状回復、または、損害額を賠償していただきます。また使用に伴う人身事故および物品等の盗難・破損等のすべての事故について、その責は利用者が負うものとします。

■ 利用後の清掃・原状回復

利用後は原状に回復し、Mina さかい内で発生したゴミ・汚水・油などは当日全て持ち帰ってください。

万一、床面が汚れた場合は水で洗い流し、原状回復に努めてください。

汚れが著しい場合は、専門業者による清掃の実施等の対応をお願いすることがあります。

■ 天変地異等への対応

台風、暴風雨等により広場の使用が困難と認められた際、利用を中止いただく場合があります。ご理解、ご協力をお願いします。